

新発田市単日短時間就労マッチングサービス構築事業  
業務委託仕様書

1. 業務名

新発田市単日短時間就労マッチングサービス構築事業

2. 事業目的

本業務は、全ての人が多様で柔軟な働き方ができる環境を整備し、学生などの若年層による労働力の流出抑制や市内の就業・副業の促進、定年退職者や子育て世代及び本市の交流人口等の隙間時間を活用した新たな労働力の掘り起こしを図るため、幅広い就労環境を構築し、市内事業者の慢性的な人手不足の緩和や地域経済の活性化に取り組むことを目的とする。

3. 履行場所

新発田市が指定する場所

4. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 事業概要

受託者が本仕様書に基づき実施する委託業務の概要は、下記のとおりである。

なお、本事業の実施にあたり、上記2. 事業目的の趣旨を十分に踏まえるとともに、委託者に提案した内容を遵守すること。

(1) 事業の概要

単日短時間就労等により、働き手が希望する働き方を実現できる就労先とのマッチングを図るため、民間事業者が運営するマッチングサービスの就労マッチングスキームを取り入れ、労働力を内外から掘り起し、市内事業者とつなげる新発田市公式の人材マッチングサービス（アプリケーションやウェブサイト上で展開）を開設・運用する。

また、多様で柔軟な働き方を実践できる人材発掘及び活用を目的とし、求職者や市内事業者に対する上記マッチングサービスの利用促進を図る。

(2) 事業の対象者

市内外の求職者及び市内事業者

### (3) 支援の概要

対象者に対し、以下の支援を行う。

ア 新発田市公式の人材マッチングプラットフォームサービスの開設・運用

イ 求職者に対するサービス利用の促進（プラットフォーム登録の促進）

ウ 市内事業者に対するサービス利用の促進（事業者説明会の開催、求人開拓）

### (4) 開設期限・運用開始

公式サービスの運用開始日は令和8年10月30日とする。

## 6. 業務内容

本事業では、上記「2 事業の目的」を実現するために、以下の内容及び企画提案書に基づき、市と緊密に連携した運営を行う。なお、市は本事業に係る広報への協力、関係団体との調整や橋渡しなど、円滑な事業運営に資する必要な支援に努めることとする。

### (1) システムの構築と地域における柔軟な就労環境の普及

以下の事項について実施すること。

- ①求職者向けマッチングサイトの構築、維持管理・運営
- ②市内事業者向け利用申込サイトの構築、維持管理・運営
- ③効果検証のための各種データ分析サイトの構築、維持管理・運営
- ④マッチングサイトの普及促進活動並びに利用者への支援活動

### (2) システム構築の条件

#### ①公共性

ア 多くの事業者が利用できる仕組み

- ・幅広い業種が利用できること。
- ・事務負担が少なく、大小様々な事業者が利用できること。
- ・給与の前払いや直接払いなど、請求者の意思に応じた柔軟な給与支払いを代行できる仕組みであること。

イ 多くの人が働ける仕組み

- ・専門性のあるなしを問わず、就業できる仕組みであること。
- ・子育て、介護世代、シニア世代などが活躍できる仕組みであること。
- ・地域内外の求職者が応募、就業できること。
- ・性別、国籍、年齢問わず応募、就業できること。外国人にあたっては留学生

の利用が可能であること。

#### ウ コンプライアンス遵守・労働者保護

- ・直接雇用によるマッチングとなること。
- ・労働者への賃金未払いが発生しない仕組みであること。
- ・割増賃金などが計算され労働者へ適切に支払われる仕組みであること。
- ・事業者側都合の労働契約成立後の解約の場合は、その理由に応じて適切に休業手当等の補償が行われる仕組みであること。
- ・事業者、求職者のマッチング成立の時期が明確であり、マッチング成立の時点から労働契約が発生する仕組みであること。
- ・労働者の勤務履歴に応じて、適切な税区分で課税所得税額の計算ができる仕組みであること。
- ・年少者や外国籍者の就業が適切に制限される仕組みであること。
- ・事業者、求職者双方が評価やレビューを確認できること。

### ②持続性・発展性

#### ア 事業者の労働力不足の解消

- ・長期雇用につながる仕組みであること。
- ・事業者と多様な人材が直接繋がる仕組みであること。
- ・勤務できる人を自動検索してシフトを充足できる仕組みであること。
- ・希望する各事業者が独自の人材プラットフォームを構築できること。
- ・事業者は求人情報を独自の人材プラットフォーム、または自治体の公式マッチングサイトへ効率的に掲載できること。
- ・マッチング後に人材を事業者独自の人材プラットフォームに登録し効率的に母集団を形成できること。
- ・各事業者で抱えている自社会員と外部求職者の一元管理で採用業務の効率化が図れること。

#### イ データ化・可視化

- ・性別、世代別、地域別の登録状況や就労実績などを可視化し事業効果測定を可能にする仕組みであること。
- ・地域間の供給労働時間、支給給与額が可視化される仕組みであること。

### ③実現性・運営体制

#### ア プラットフォームの構築実績

- ・これまでに事業者や自治体のプラットフォームを構築した実績があること。
- ・事業の実現に必要な知財や技術があること。

#### イ 運営サポート

- ・システムの導入計画、利用者への普及計画、目標値の設定など、総合的な事業計画を提案できること。
- ・システム導入後も継続した自治体への運営フォローを実施すること。
- ・求職者及び事業者からの問い合わせに対応することとし、改善要望等のヒアリングも実施すること。
- ・必要に応じてマーケティング、調査、レポート、提案を行うこと。

#### ウ リスク管理

- ・受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とすること。
- ・事業における特許侵害などのリスクがないこと。

### ④システムの詳細要件

#### ア 求職者向けの環境

- ・自治体の公式マッチングサイトを構築すること。
- ・1日単位・数時間での応募・就業を可能にすること。
- ・求職者は勤務時間を自分の希望にあわせ調整し応募ができること。
- ・労働条件通知書、給与明細、源泉徴収票などの帳票類が発行され確認できること。
- ・システムはパソコン、スマートフォン、タブレット、WEB ブラウザやアプリケーションで利用できること。

#### イ 事業者向けの環境

- ・事業者向けの管理画面があり各事業者にあった利用設定ができること。
- ・求人事業者は応募者の選考ができ、最適な人材を採用できること。
- ・雇用契約、給与計算、給与支払い、各種帳票作成と管理、月次／年次の帳票発行を各社が設定し自動化できること。
- ・労働時間と拘束時間を管理する勤怠管理の仕組みがあること。
- ・給与の前払いなど、求職者の意思に応じた柔軟な給与支払いを事業者の負担を増やすことなく実現できること。
- ・システムはパソコン、スマートフォン、タブレット、WEB ブラウザやアプリ

ケーションで利用できること。

#### ウ 自治体向けの環境

- ・自治体向けのデータ分析サイトを構築すること。
- ・法改正等に合わせたアップデート機能を持ち合わせていること。
- ・システムはパソコン、タブレット、WEB ブラウザで利用できること。

### (3) 広報の実施

求職者向け応募サイト及び事業者向け申込サイトの認知度向上及び登録促進に向けて広く周知を図ること。

### (4) 求人の開拓

マッチングプラットフォームが、市内事業者の人材確保に向けて有効な手立てとなるよう、関係機関・団体と連携し、単日短時間就労による求人開拓を行うこと。

- ① 事業者向け説明会の企画・実施
- ② 個別事業者への説明の実施

### (5) 関係機関等との連携

連携が必要な関係機関・団体等を把握した上で、連携の効果的な手法を提案し、実施すること。

### (6) 運営体制及び全体スケジュール等の提示

業務責任者及び部門別責任者等を明記した体系図並びに契約期間中の全体スケジュールを提示すること。

業務の実施にあたっては、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

### (7) 運営事務局の整備

事業の問い合わせ、事業参加申込の受付等を行う事務局を設置すること。

### (8) 実績報告

本事業終了の翌月末までに以下の書類を提出すること。

ア 業務委託完了報告書

イ 上記の他、受託者が委託業務を実施するに当たり作成した資料又は完成し

た書類等のうち、市が必要と認めたもの。

#### (9) 事故等報告

支援対象者の事故等（疑いを含む。）が発生した場合は、市へ直ちに連絡をし、その後の市の指示に従い、報告すること。

### 7. 関係法令の遵守

関係法令等の定めに従い、業務の履行に当たり必要な関係官公署その他の関係機関への届出手続等を契約締結後速やかに行うこと。届出、手続等を行う際は、事前に市の承認を受けること。

### 8. 受託者の責務

(1) 受託者は、市の信用を失墜する行為を行ってはならない。また、事業参加者からの苦情については、誠意をもって対応すること。

(2) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

(3) 事業実施に関わる留意事項

#### ア 受託者の呼称

受託者は事業の実施に当たり、自社の名称の前に「新発田市商工振興課」等の文言を入れ、市からの受託であることを示すこと。

例)「新発田市商工振興課事業 受託事業者 株式会社〇〇」

また、チラシ・ポスター等へ受託事業者であることを明記する場合は、「新発田市商工振興課」から委託を受けている旨を表示すること。

例)「本事業は新発田市商工振興課より委託を受け、株式会社〇〇が運営しています」

#### イ 目的外行為の禁止

本事業の実施にかかる業務以外の行為（例：受講者に対して、受託者が主催するセミナー等への受講の勧誘など）は禁止する。

(4) 本事業の実施にあたって、求職者及び事業者に対し社会通念上不適切な食事、酒、現金・金券類等を提供してはならない。

### 9. 成果目標

事業の目標数を以下のとおり設定する。

- ・登録求職者数 1,500人以上
- ・供給労働時間 4,500時間以上

#### 1 0. 再委託の制限

- (1) 業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) 業務の一部を再委託するときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

#### 1 1. 実施条件および留意事項

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法・新発田市個人情報保護条例に則り適切に管理する。
- (2) 本業務にかかる作成物、成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、受託者に留保されるものとする。受託者は市に対し、著作物を本業務にかかる範囲に限り利用することを許諾する。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (4) 業務の遂行にあたり、市と十分な打ち合わせを行い、その指示に従う。
- (5) 本仕様書に明記のない事項や、本仕様書内容に疑義が生じた場合、あるいは業務に関して事故や問題等が生じた場合は、速やかに市に報告し、協議する。
- (6) 本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分に理解すること。なお、本市で定める規程類は、本市のホームページ（<https://www.city.shibata.lg.jp/index.html>）の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

#### 1 2. 問い合わせ

新発田市 商工振興課 工業振興係  
電話 0254-28-9650 FAX 0254-26-8585